

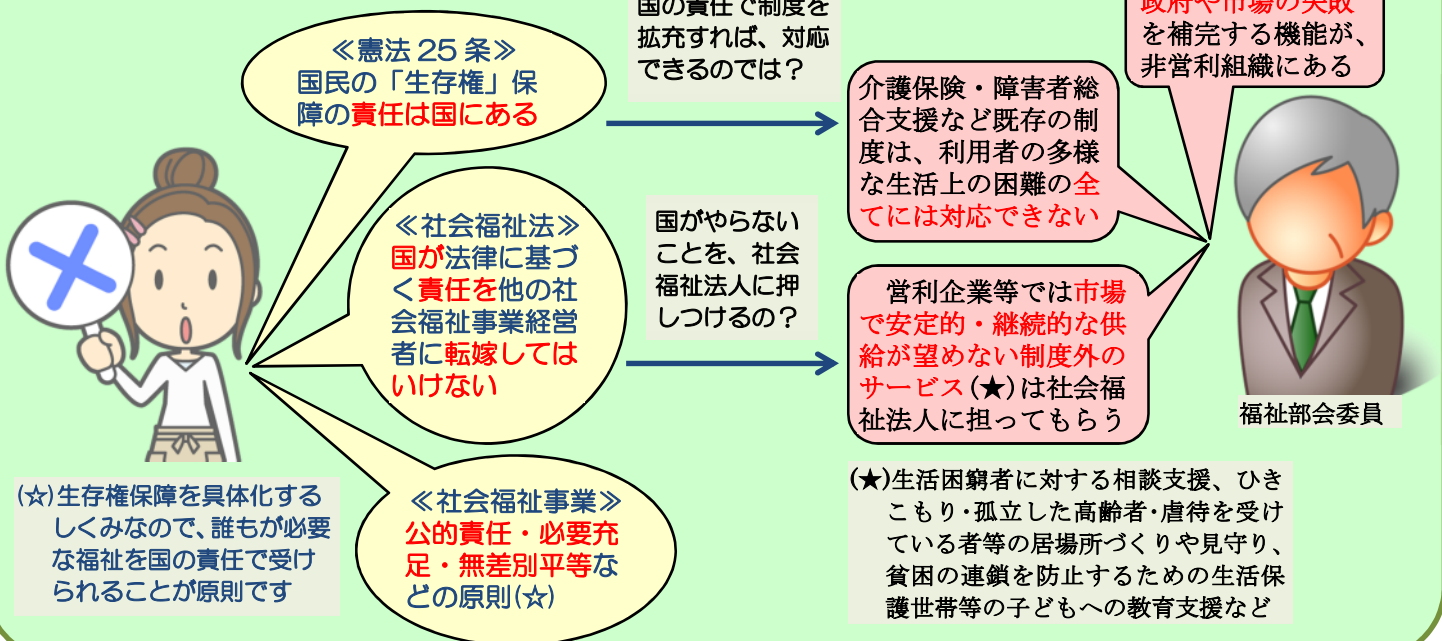
# 社会福祉事業は公的責任で拡充を!

## ～反対です! 社会福祉法人への責任押しつけ～

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会が、2月12日に報告書「社会福祉法人制度改革について」を出しました。報告書を基に社会福祉法「改正」案が国会に上程・審議される予定ですが、その内容には多くの問題点があります。私たち福祉保育労は、公的責任の縮小につながる「改正」に反対し、国の責任による制度拡充を求めています。

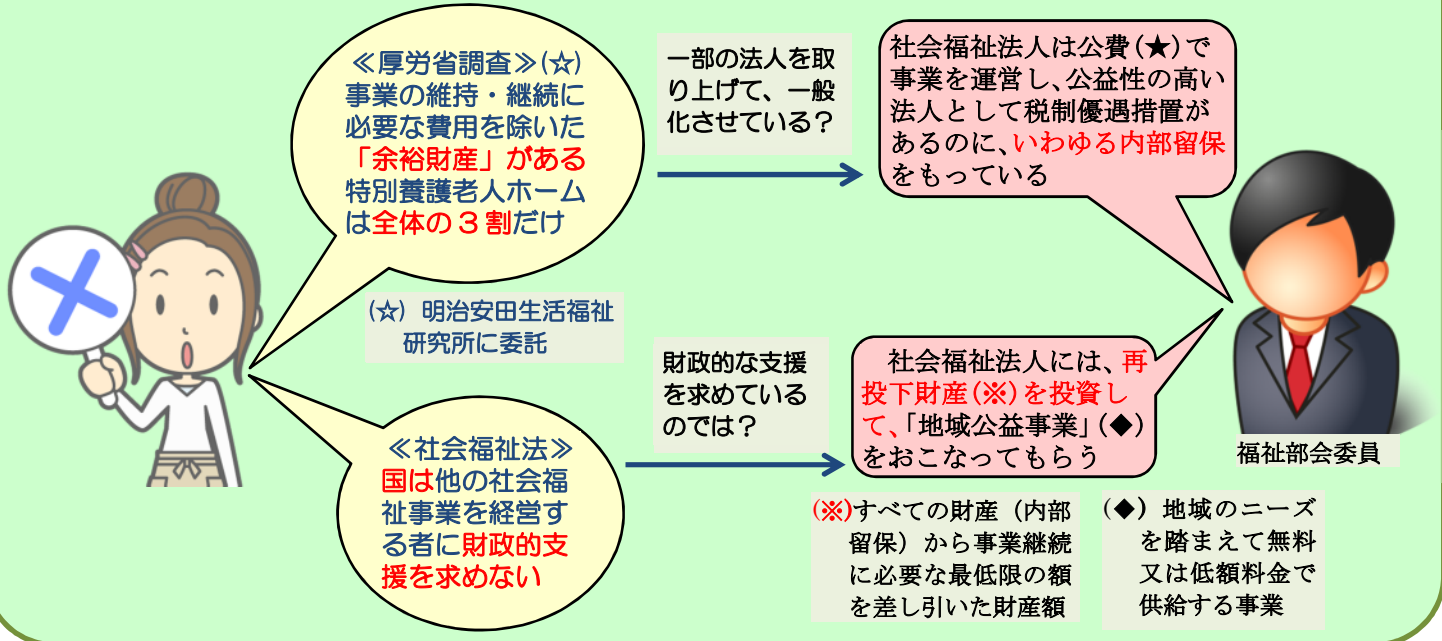
### 社会福祉法人制度改革の問題点①

#### 『地域公益活動を社会福祉法人に**義務づけ**』



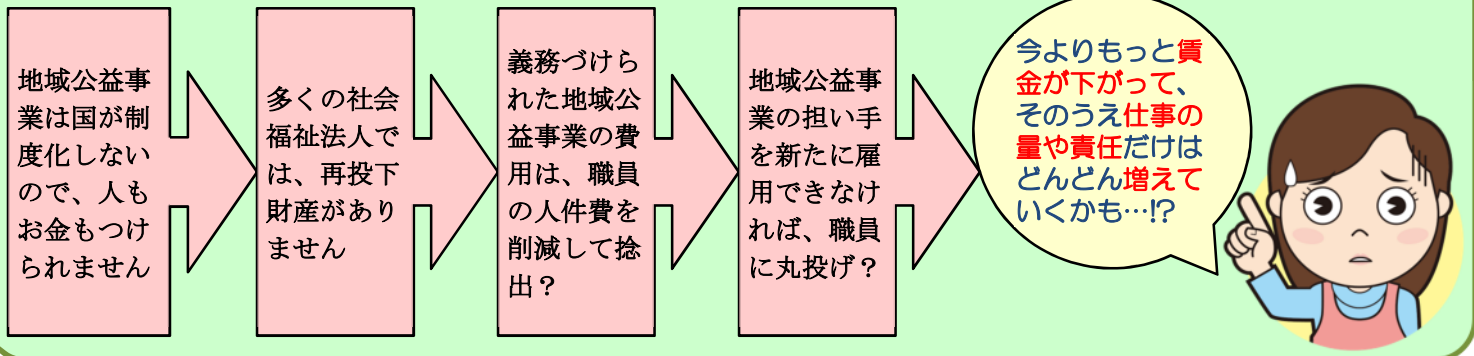
### 社会福祉法人制度改革の問題点②

#### 『社会福祉法人に**財政的負担**を求めている』



# 福祉労働者の 確保・定着もできません!

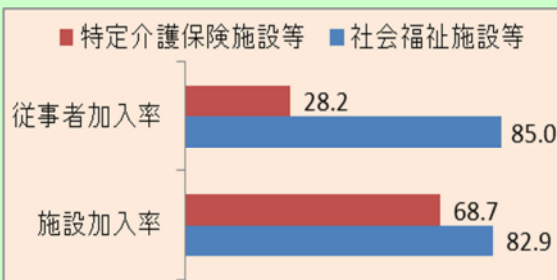
## 社会福祉法人制度改革の問題点③ 『福祉労働者の処遇低下と労働強化に』



## 『退職共済制度の改悪まで検討されています!』

福祉施設職員等退職手当共済制度は、公共性の高い福祉労働を担う民間福祉労働者の賃金水準や労働条件が、公務労働者と比べてあまりにも低いことの改善に資するために、1961年に導入されました。掛金は、国・都道府県・事業者が3分の1ずつ負担します(3分の2が公費助成)

介護保険対象の施設・事業は、2008年に公費助成対象から外されてしまい(特定介護保険施設等)、2006年4月以降に加入した従事者の掛金は3倍となっており、負担できない事業所の従事者は共済制度への加入率が大幅に減りました



今回は、障害分野を公費助成から外そうとしています。そして2年後には、保育分野も外していく方向です!(福祉部会報告書より)

Check

《2015年試算》  
年間掛金 44700円  
退職時本俸額 25万円  
20歳入職・60歳退職  
↓  
退職手当金支給額  
約 1200万円

代わりにの制度として中小企業退職金共済だと3倍の掛金負担でも約710万円だけしかできません

## 社会福祉法等の「改正」に対する緊急請願書

にご協力ください

福祉保育も参加している「権利としての福祉を守る関係団体共同実行委員会」では、公的責任による社会福祉事業の拡充を求めた団体署名を集めています

- ①社会福祉法人に地域公益活動を義務化せず、公的制度拡充
- ②継続的・安定的に社会福祉事業が運営できる財源確保
- ③社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成の対象拡充

の3項目を求め、社会福祉事業に関わる経営者・福祉労働者、利用者・家族の立場を越えて共同でとりくんでいます

権利としての福祉を守る  
関係団体共同実行委員会 主催

5・12 院内集会&議員要請行動

とき 2015年5月12日(火)

1330~1600

ところ 衆議院第一議員会館

多目的ホールを予定

みなさんが集めた団体署名は、各団体代表者による国会請願署名として扱われます。衆・参の厚生労働委員に紹介議員になってもらうための要請行動をおこないます